

役員及び評議員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は役員及び評議員等の報酬・退任慰労金・旅費等について定めることを目的とする。

(役員及び評議員等の報酬)

第2条 役員及び評議員等の報酬は、附表第1・附表第1の2・附表第2のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬の支給は次のとおりとする。

- 1 役員は、当該月分を翌月10日に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
- 2 評議員、評議員選任・解任委員は、当該会議に出席した都度支払う。

(退任慰労金)

第4条 役員の退任慰労金は、別に定める「役員退任慰労金規程」によるものとする。

(旅 費)

第5条 役員及び評議員等の出張旅費は、職員の「旅費規程」を準用するものとし、等級の別のあるものについては上級の額を適用する。

(補 償)

第6条 役員及び評議員等が業務上傷病にかかった場合には、労働基準法及び労働者災害補償保険法に定められた災害補償と同一の補償を当会の負担により行うものとする。

(見直し)

第7条 本規程は、原則として定例の役員及び評議員改選時毎に評議員会が見直すこととする。

(附 則)

第8条 平成10年7月1日付の「役員報酬規程」を廃止。平成14年4月1日から本規程を施行する。

1. 平成14年4月1日 報酬額一部改訂
2. 平成16年8月1日 報酬額・賞与額一部改訂
3. 平成18年8月1日 報酬額・賞与額一部改訂
4. 平成20年7月1日 報酬額一部改訂
5. 平成21年7月20日 報酬額一部改訂
6. 平成28年6月20日 賞与一部改訂
7. 平成29年5月1日 報酬額一部改訂
8. 令和4年4月1日 報酬額一部改訂
9. 令和7年7月1日 報酬額一部改訂

1. 附表第1 （役員の報酬）

役 名	報 酬 額	
理 事 長	専 従	非常勤
	月額 700,000 円	月額 350,000 円

※ 専従とは、週 80%以上の勤務

役 名	報 酬 額
業務執行理事	月額 175,000 円
理 事	日額 20,000 円
監 事	日額 20,000 円

※監事の年2回行う監査業務は1回に付15万円とする。

※交通費は、就業規則に則り実費を支給する。

※この法人の職員の場合は、支給しない。（パート職員は除く）

※法人全体で経常増減差額が赤字となった場合、理事会で審議のうえ役員報酬を減額することがある。

2. 附表第1の2 （評議員の報酬）

役 名	報 酬 額
評議員	日額 10,000 円

※交通費は、就業規則に則り実費を支給する

3. 附表第2 （評議員選任・解任委員の報酬）

役 名	報 酬 額
選任・解任委員	1日につき 10,000 円